

一般土木工事等共通仕様書 新旧対照表

(旧)	(新)
<p>第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>第1節 総則 1-1-1-2 用語の定義 (中略) 25. 書面</p> <p>書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。</p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則</p> <p>第1節 総則 1-1-1-2 用語の定義 (中略) 25. 書面</p> <p>書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または記名押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票ならびに電子メールを用いて提出等を行った工事帳票については、署名または押印がなくても有効とするが、提出するファイル形式はPDFとする。</p>